

ラシュディ事件と日本 ―歴史をいかに語るか

講師 国際日本文化研究センター助教授 稲 賀 繁 美

1 はじめに

小説『悪魔の詩』にまつわる事件は、日本では今から12年前の1989年に『ユリイカ』という雑誌に紹介された。作品はその後、日本語に翻訳された。訳者の五十嵐一（ひとし）は筑波大学で比較文化を担当していた。その彼が1991年7月14日に殺された。この本が出版された当初は、イスラムとヨーロッパとの間で、言論の自由などに関して論争のあることが、他人ごとのように論評されていたが、ほかならぬ日本で火の手が上がってしまった。この事件から何が浮かび上げるのかを取り上げる。

2 サルーマン・ラシュディと『悪魔の詩』について

サルーマン・ラシュディは、1947年インドの独立の直前にボンベイで生まれた。父親はケンブリッジ大学で学んでいた人でずいぶん裕福な家庭に育った。二重言語の環境の中で育った。1981年にブッカー賞を受賞して一躍有名になった。そして、1988年に『悪魔の詩』を発表した。ムハンマドが宣教の初期の段階で、神様のことばと間違っ、多神教を信じろということばを吹き込まれ、一時それを信じてしまったという言い伝えがある。これが、事実かどうかは、イスラムの神学者の中でも議論が分かれるが、『悪魔の詩』という題名が、そのことを扱ったものであることは、イスラムのことを少しでも知っている者にはすぐわかる。『悪魔の詩』という小説が、クルアーンを改竄し、預言者ムハンマドを冒瀆したものだという噂が、出版当初から流れはじめた。聖書はミサまでその国のことばで行うが、クルアーンは原則的に翻訳は不可能だ。してはいけないことになっている。神の言葉が直接アラビア語で宣べられたと考えられているからだ。聖書とは、別格の書物である。聖書はイエスの弟子たちが、われわれのことばで書いた。クルアーンをパロディーにしてしまうような書物は、信者にとっては、冒瀆的なものである。

サルーマン・ラシュディはもともとイスラムの家庭の出身である。彼は、本を書いたあとイスラムを捨てたといったが、死刑宣告を受けると、イスラムであると訂正した。神という絶対の存在に気が付いて、その信仰をはじめたら、途中でやめるということはありえない、というのがイスラムの理屈である。イスラムの側から見れば、信者でありながら、クルアーンを冒瀆するのはけしからんということになる。

3 各国の対応

インドでは出版後、発禁になる。その理由は非常に政治的である。当時のラジヴ・ガンディー首相が88年の総選挙で1億人近くいるイスラム教徒を敵にまわしては、選挙は勝てないと判断してのことである。それ以外の理由もあるが、ラシュディはこの決定にたいして、インドという文明国としては、はなはだもとる判断である。自分の小説がそのような、政治のフットボールに利用されたのは、非常にけしからんと抗議の手紙を書いた。これに対して、シャハブッティーンというイスラムの代議士は反論して、そもそも政治的な、宗教的なポルノグラフィーを読む必要はないし、聖なるものと、俗なるものの区別を忘れてしまったのがヨーロッパ文明で、その行き着く先を象徴的に表しているのが、この小説である。ラシュディは文学的植民地主義にそまってしまっている。そんなものにたいして、インドの民衆が蜂起するのは当然である。それを未然に防ごうとしたインド政府の対応こそ文明的であると反論した。小説は中身以前に、政治の道具になっていた。

88年12月2日に問題はイギリスに飛び火する。イスラム系の住民の多い地域で、ラシュディの本を焚書にするという事件が起こった。ラシュディの小説の中に、読みようによっては、移民としてインドからイギリスに渡ってきた人たちが、自分たちの扱われ方、差別の受け方に対して、怒りを発している、と読める部分もたくさんある。ところが、ラシュディにとって仲間であるはずの移民たちが、彼の本がけしからんと言い出した。

1月22日にパキスタンのイスラマバードの暴動で、6名の死者を出す。この時の襲撃の対象はアメリカの文化センターであった。西側の非イスラム化された勢力が、自分たちイスラムに対して、何かよからぬことを考えてい

る。その一つの象徴がラシュディの本であって、その背後にいるのはアメリカであろうという、一種の短絡的妄想、つまりイスラムが善であり、西側が悪である、そして、その背後にはアメリカがいるという論理で大衆動員がかけられたということは疑いがない。政治的にみれば、当時の首相ブット氏が親米であるため、そのゆさぶりをかけるためにラシュディの本を口実に使ったと言われる。これで5000名規模の大衆動員がかけられてしまう。西側世界によるイスラムへの侵略であり、その陰謀の手先としてラシュディの本が使われた。では、彼らはラシュディの本を読んだか。彼らのほとんどの人は読んでいない。「読んでいないけれど、読むはいけない」という人がたくさん出てくる状況である。インド、西アフリカでは日本と違い文盲率が非常に高い。

4 政治の道具として

はたしてラシュディの本は、政治的なスケープゴートだったのか。それとも意図的に暴動を起こそうとする教唆にある意味で含んでいたものなのか。本来は英国を告発する移民側の宣誓であったはずなのだが、その仲間だったはずの移民たちから忌避され、排除された。典型的にエグザイルの文学である。亡命の放浪の文学であるといっている。

ホメイニのFatwaが89年2月14日に出された。22日に北米で販売開始なので、北米で販売されることを見越して、Fatwaを出したのではないかと考えられる。Fatwaは日本では死刑宣言と訳されているが、誤訳である。

Fatwaとはシーア派で法解釈の権威を持った人による意見書のこと。アヤトラ（神の言葉をつかさどる人）の地位にあるホメイニから見れば、『悪魔の詩』をたたくことは当然のことであるという考えもある。イスラムの側からみればあくまでもラシュディはイスラムの信者である。イスラムの法は、国家や民族を越えて信者に適用される。したがって、ラシュディがイギリスにいてイギリスの法によって身を守られようとも、それを飛び越えてイスラムの法はラシュディに適用される。もとより、ラシュディの行為は、世界中に広がるイスラム共同体への裏切りである、などなど。上記の考え方は、イスラムだけか。そうではなく、ユダヤ・キリスト教の伝統にすでにある。ホメイニの宗教的な立場にあれば、これだけ暴動を起こしてしまった本があらわれた場合に、Fatwaでこれは冒瀆であるという判断を示さずにはいられない状況にあったのだらうとも推測される。イスラム法と国際法の関係については、イラン政府はラシュディの身に何が起ころうとも関係はないと発表した。国際法上は当然の判断で、ここに世俗の法と宗教法が二重にかぶさっている。

ホメイニは冒瀆は許されないとやった。これは、当然である。しかし、この地上で冒瀆を犯した者が殺されなければならない、という理由にはならない。これは、スンニ派のみならず、イランで多数派のシーア派の中でも議論になる。イスラムが一枚岩ではない、またイラン政府内部も一枚岩ではないことを示す。

ラシュディを死刑にするという宣告は、マスメディアを狙った効果が期待できる。イランの国内で革命の維持と牽制。国民の意識を引き付ける。この10年間の動き（サウジ転覆失敗、マッカ奪回失敗、対イラク戦争不勝利）にわだかまる不満のはけ口を与える一種の政治地理学的転進ともいえる。続いて、シーア派の急進派が中心になって、このあとボンベイ、カラチで暴動が起こる。このあたり、国際的にこの事件が注目されるようになる。片一方で、イランの革命運動が国外に輸出されている。それがあたかもヨーロッパから見れば、国際的テロリズムと非難される。

一方からみればイラン革命の成果。ヨーロッパはそれに対して国際テロリズム、のレッテルをはる。結果は、ホメイニのメディア戦略の成功。もともとラシュディの本は権力濫用の弾劾であったが、その本が見事に権力によって利用された結果となった。虚構が現実の政治を動かしてしまった。そこに虚構のもつ真実があるのではないか。ラシュディが言った「暴動の犠牲者に共感覚えない」とのコメントに対して、欧米の多くのインテリも同じ意見で示した。小説に罪はない。政治的に利用した奴が悪いという論理である。

5 アメリカ合衆国の販売開始を契機に

アメリカでの販売の目前に、ブリュッセルで12カ国の蔵相会議が行われ、その際に、国際法違反非難決議、報復として対イラン大使召還、禁輸措置で共同歩調がとられた。それに対して、イランは「西欧が共謀したイスラムへの陰謀」と反論した。しかし、1ヵ月後に禁輸措置は解除された。ドイツを中心にして、ヨーロッパがこの問題をどのように考えていたかがわかる。神様の問題や言論の自由といった問題ではなく、イスラム、背後には冷徹な経済政策の配慮があった。スンニ派の対応は、処刑命令には反対、自国内では発禁処分、他国への出版停止と回収を要請。

22日発売。アメリカのペンクラブと作家連盟は「回収はアメリカ国民に不快、権利への侵害」という声明文を出し、これをイランの国連代表部につきつけようとする。ここから明らかなのは、アメリカ国民ないしアメリカの権利が世界中の表現の自由の右代表にして、自由の守護神であるという激烈な正義感が見事に起きていることだ。自由の守護神（言論の自由を守る）＝イランの国際テロリズムへの対抗。こうして、妥協の余地がない対立の図式が出来上がる。このあたり、日本の報道が大きくなる。

暗殺命令はけしからんと判断と、表現の自由の擁護。これらふたつはつながらない。癒着してしまう。こうして何がなんでもラシュディの本を出版しないと表現の自由が犯されるとする極論へと論調が動いている。反対に、穏健なイスラム教徒から見ても、冒瀆であると言われている出版物をあえて出版するということは、はっきりといって信者への悪質な挑発である。これは、特にイギリスやフランスなどの移民の多い国のイスラムの知識人から出た意見である。この時のカナダの対応は回収。その背後には、レバノンから多数の知識人が亡命していた事実がある。日本の場合、翻訳の出版社の広告ができなくなったり、書店が自主的に回収にまわるなどのことがあった。日本は腰砕けであった。

アメリカの知識人は出版しないことはテロリズムへの屈伏だという。そして、イスラム世界への対抗措置は硬直化する。だが、自由を守るための行動によって、結果的に自分たちの行動が不自由になった。表現の自由という大義の伝達手段に還元された文学作品、プロバガンダマシーン、というテヘラン側のレッテルを張り通りの事態となる。結果的に、作品は西洋のかかげる「自由」の囚人になってしまった。アメリカでは、自由はある意味で絶対不可侵である。だが、自由は不可侵であるとするのと自由を聖域とすることとは違う。聖域となった自由は果たして自由なのか。聖域があれば、タブーは存在する。タブーが出てくると、冒瀆がある。アメリカの知識人は自由が冒瀆されているから、自由を守ろうと訴えた。だが、果たして、自由の冒瀆があるのか。冒瀆する自由はある。だが、自由に対する冒瀆という考えは、自由を聖域―すなわち不自由―にするという矛盾を犯している。

これが、イグナチーフの議論の要点だ。ところで、英国には冒瀆法がある。キリスト教に冒瀆法があつて、なぜイスラムにないのか。進歩的な知識人はそこがおかしいと感じた。しかし、そう主張したのが、むしろアングリカンチャーチの牧師。それに対して、労働党が逆に移民の反発に理解を示し、保守党のサッチャー政権がラシュディ擁護にまわった。ラシュディ事件をきっかけに、冒瀆法がいびつなものであることが明らかになった。つまり、宗教と世俗に関係は決着がついたはずだったのに、そうではなかった。冒瀆法があてはまるのはキリスト教のみ。それでは実情にあわないという矛盾を露呈した。

6 ラシュディ「事件」の功罪

矛盾を白日にさらすラシュディの事件は、実は異なる文化の間で、それぞれの社会生活のゲームの規則が違い、それが衝突した時に、何が起り得るかということを実に見事に示した。

こういう状況の中で、日本の訳者は何をしようとしていたか。五十嵐一はもともと数学をやっていた。その後、美学に転向。出版に対して、在日パキスタン協会のデモに対して「文化人は仕事があとに何を引き起こすか考えてはいけない」と翻訳を決意した理由を述べている。言論の自由を守るためには、日本語訳を出さなくてはならないというのではなく、テヘラン側とヨーロッパ側にある対立にさらに第三項目を加え、中立の立場である日本で、日本語訳を通して、理解を深め、相対立する両者に対して仲裁をする、といった決然たる意思が翻訳の背後にあった。

五十嵐の言葉を借りれば、中東の問題について日本は傍観者の立場にいる。その日本を国際化してやろうというのが、五十嵐のねらいだった。傍観者ではいられない。そのために、知的な介入をする。それが知識人の義務である。これが彼の確信であった。調停役を請われるでもなく買って出た五十嵐は、あたかも審判か裁判官のようにホメイニ師とも対等な立場にたつて、哲学問答めいた架空の書簡まで作っていた。この大胆な宣言の裏には、アメリカ合衆国中心の国際報道と、それに付和雷同し、いざ内輪に火の手があがればもみ消しに走る、事なかれ主義の日本のマスコミに対する、五十嵐自身の積年の鬱積がこもっていたともいえる。

7 翻訳について

日本ほど英語やドイツ語の文献が訳されている国はない。そうした翻訳は日本において、日本人だけが日本語で読んでいるのだらうと思いがちだ。輸入しているだけなので、それが外にインパクトを与えるなどとは思って

もない。五十嵐が殺されたという事実は、日本語の翻訳があること自体が、日本の国境を越えた所で、なんらかの判断の対象となり、翻訳者を殺すという結果を招いた。そのことを、迷宮入りしたこの事件が示している。日本語訳が存在し、日本人がそれを読んでいることは世界に関係がないだろうと思っていただけれど、五十嵐の死によってそうではないことが明らかになった。つまり、日本語に何かを翻訳をするということは、それなりの国際的な責任を負うことも意味しているのだ。今回の翻訳は『悪魔の詩』を政治的操作の道具から「文学」の領域に奪回し、日和見主義的沈黙を決め込むいわゆる日本の知識人たちを尻目に、日本人として世界に意見する、という五十嵐の「文学」に対する誇示であったようにも考えられる。

これは、五十嵐の世界人権宣言（1948）に対するスタンスからも見てとれる。世界人権宣言に批准していない目立った国がある。それはイスラム圏のいくつかの国。人類はみな平等に生まれると書いてあるが、その前に平等にしなくてはいけない。また、人間の権利については書いてあるが、それに根拠を与える神のことにについては言及していない。翻訳のまえがきで、五十嵐は世界人権宣言に署名しなかったいくつかのイスラム教国の立場をこのように説明して支持している。イスラム側が非難した本を擁護すると言っているが、逆に西側のロジックには乗らないという姿勢が濃厚に出ている。

この本が冒瀆であるという有罪宣告の基準がどこにあるか、ということについても彼は議論している。一つ目、五十嵐が翻訳をした理由というのは、ホメイニが言った「この本は冒瀆である」ということを、反証するため。内容をきちんと読めばわかる。しかし、この五十嵐の論理は成り立ちにくい。二つ目、五十嵐はしたがって有罪宣告をひっこめるべきだという。だが、ホメイニの死刑宣告は、内容についての判断というよりも、宣告そのものに意味があるのではないか。三つ目、ホメイニはまちがった判断を下した。自分は死刑にはあたらないと思う、というのが五十嵐の主張だが、宣言に取り消しは可能か。だが、彼の主張は、仮に正しくてもイスラムの権威の中ではいかなる影響も持ち得ない。

8 まとめ

彼の心持ちは理解できるが、彼の建てたロジックでもって、彼のやろうとしていたことができないことは最初からわかりきっていた。自分が不利になることがわかっていても、それを引き受ける能力のことをネガティブケイパビリティと呼ぶ。これを彼は、自分の人生観としていた。

世界中を震撼させた、結局20世紀最後のいちばんさわがしい本。それが引き起こした事件に、日本という国籍を持ち、日本語を手段とした人間が、なんらかの形で、知的な介入を示そうとした。五十嵐が暗殺されたから持ち上げるわけではない。たまたま暗殺されたことで、その主張が目に見えるものとなった。

比較文学を大学の生業にしている人間からみれば、申し上げておきたいことがある。近年イスラム圏を中心に、西欧の世俗化した価値観に対抗する「宗教の復権」の趨勢が顕著になってきた。国際報道、つまり西欧のマスコミでは、ともすれば「原理主義」と規定されるこうした「東西の思想闘争」とは一見無縁にみえ、ひたすら対岸の火事よろしくこれに傍観者的姿勢をとり、世界情勢の一方的な受信者に撤して、無軌道な経済進出を除けばおよそ発進行為一切を疎かにしてきた日本も、外から見れば決して罪なき無害な文化輸入国ではありえない。五十嵐が生命をかけて示した問題は、今なお解決を見ていない。

＜参考文献＞

- 佐々木英昭 編 『異文化への視線—新しい比較文学のために』（名古屋大学出版会）
稲賀 繁美 編 『異文化理解の倫理に向けて』（名古屋大学出版会）

記録（世話係） 北高等学校 柴田 康 博

平成12年度
高 等 学 校
各 科 研 修 会 研 修 要 録

平成13年3月15日 発行

発行 名古屋市教育センター
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号
TEL 052-683-6412
FAX 052-681-7941

この冊子本文は、再生紙（古紙配合率100%、白色度70%）を使用しています。